

答 申 書

平成 23 年 3 月 28 日

那 須 塩 原 市 下 水 道 審 議 会

平成 23 年 3 月 28 日

那須塩原市長 栗 川 仁 様

那須塩原市下水道審議会

会長 太 田 正

答 申

平成 21 年 5 月 11 日付け那塩下第 25 号で諮問された「今後の下水道事業のあり方」について、別紙のとおり答申します。

はじめに

那須塩原市下水道審議会は、市長より諮問された「今後の下水道事業のあり方」について、平成 21 年 5 月より 2 年間に渡り審議を進めた。前半の第 1 回～第 7 回は「下水道整備のあり方」について、後半の第 8 回～第 13 回は「下水道事業経営のあり方」について審議し、それぞれについて市民意見募集（パブリックコメント）を実施した。その結果を踏まえ、「那須塩原市下水道中期ビジョン（案）」（以下、「下水道中期ビジョン（案）」と称す。）としてとりまとめ、次のとおり結論を得たので答申する。

1. 下水道整備のあり方

下水道中期ビジョンは、下水道事業の現状から今後取り組むべき課題を明確にし、本市下水道が目指す将来像を示すとともに、その実現に向けた今後 10 年間の整備目標や施策等を策定するものである。このうち、下水道整備のあり方として「計画の位置付け」、「基本理念」、「基本方針」、「目標設定と今後の施策」について審議し、下水道中期ビジョン（案）としてとりまとめた。

（1）下水道中期ビジョンの位置付け

下水道中期ビジョンは、本市の総合計画及び都市計画マスタ

ープランを踏まえ、関連する公共下水道全体計画や環境基本計画、土地利用調整基本計画（案）等と連携を図りながら、本市の将来像を実現するものとして位置付ける。

（２）基本理念

下水道中期ビジョンは、まちづくりに欠かせない生活排水処理施設を地域の特性に応じて整備し、本市の将来像の実現に資することを旨とするものである。

平成 21 年度末の生活排水処理人口普及率は、66.3%に達しているが、更なる「生活排水処理人口普及率の向上」が本市における優先的な課題である。

生活環境や水辺環境の改善を早期に達成すべく、下水道をはじめとする生活排水処理施設の整備を促進することは、一定の財政負担を伴うものの、必要不可欠な施策である。

今後は、安全なまちづくりのための地震対策、雨水排除ならびに老朽化しつつある施設の改築・更新などによる施設の機能維持を継続的に推進するとともに、経営効率と経営基盤の強化を図り、まちづくりと連携した事業を実施していく必要がある。

下水道中期ビジョンは、那須塩原市都市計画マスタープランの将来像（人と自然がふれあうやすらぎのまち 那須塩原）の実現を目指し、そのために求められる下水道事業の基本方針を定め、これにより今後の施策展開の基礎とするものである。

(3) 基本方針

基本理念の実現に向け、次の4つの基本方針を掲げた。

■基本方針1 生活環境の改善と利便性の向上

- ・生活排水処理人口普及率の向上

■基本方針2 環境保全機能の向上

- ・下水道の機能維持、下水道資源の有効活用

■基本方針3 安全・安心なまちづくり

- ・雨水排水対策の推進、地震に強い下水道の構築

■基本方針4 健全な下水道事業経営

- ・経営基盤の強化

(4) 目標設定と今後の施策

4つの基本方針の実現に向け、次のとおり目標設定と具体的な施策を掲げた。

■基本方針1 生活環境の改善と利便性の向上

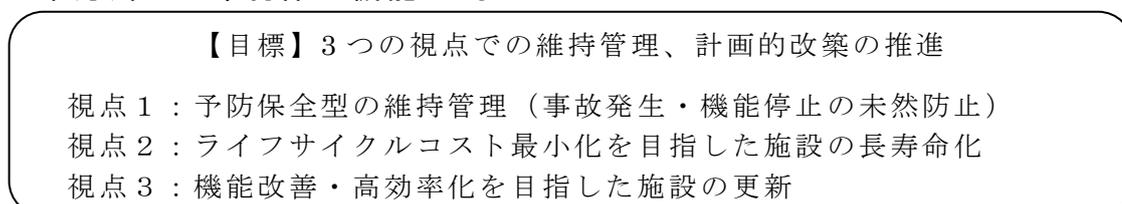


施策1-1 公共下水道の整備促進（污水管渠の整備）

施策1-2 浄化槽の整備促進

施策1-3 水処理センターの増設

■基本方針2 環境保全機能の向上



【目標】 下水汚泥の有効利用率
 100% → 100% → 100%
 (平成 21 年度末) (平成 27 年度末) (平成 32 年度末)

施策 2-1 下水道施設の計画的な管理

施策 2-2 農業集落排水施設の維持管理

施策 2-3 水処理センター等の計画的改築

施策 2-4 浄化槽の適切な維持管理の推進

施策 2-5 水処理センターの空間活用

施策 2-6 下水処理水・下水汚泥の利用

■基本方針 3 安全・安心なまちづくり

【目標】 5 年確率降雨 (45~50mm/h) に対する床上浸水被害戸数
 0 戸 → 0 戸 → 0 戸
 (平成 21 年度) (平成 27 年度) (平成 32 年度)

【目標】 3 つの視点での地震対策の推進

視点 1 : 施設の耐震化による地震災害の防止
 視点 2 : 減災対策による地震被害の最小化
 視点 3 : 被害時の業務継続性確保を目指した BCP (事業継続計画) の策定

施策 3-1 公共下水道雨水管渠の整備

施策 3-2 他の事業と連携した浸水対策

施策 3-3 下水道施設の地震対策計画の策定

施策 3-4 計画に基づく下水道施設の耐震化

■基本方針 4 健全な下水道事業経営

【目標】 汚水処理原価の低減
 179 円/m³ → 174 円/m³ → 160 円/m³
 (平成 21 年度) (平成 27 年度) (平成 32 年度)

施策 4-1 下水道事業経営計画の策定

施策 4-2 継続的な経営改善や効率的な経営手法の導入

施策 4-3 下水道使用料の適正化に向けた検討

(5) 生活排水処理基本構想

市の貴重な財産である清らかな水を守っていくためには、水質汚濁の原因となるトイレや台所などの生活排水を適正に処理する公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽といった生活排水処理施設の整備が必要である。

下水道中期ビジョンの一部を実質的に構成する生活排水処理基本構想は、経済性や地域特性、住民の意向を考慮し、より効率的な生活排水処理施設を整備するための基本構想である。

平成 15 年度の構想策定から既に 6 年が経過していることに加え、旧 3 市町の合併後、社会情勢が大きく変化していることから、既往の構想を見直した。

1) 集合処理区域の選定

公共下水道や農業集落排水施設が対象となる集合処理区域の選定については、経済性や地域特性に加え、次の 2 項の条件を踏まえ検討を進めた。

- a) 公共下水道（集合処理）の整備は、那須塩原市土地利用調整基本計画（案）H22.3 で策定された土地利用誘導区域のうち、「市街地形成ゾーン」（用途地域）や「計画的誘導ゾーン」を優先的に進める。
- b) 浄化槽については、「那須塩原市農業振興地域図」に基づき周辺が

農用区域で囲まれている場合には、基本的に浄化槽で整備する。

2)検討結果

以上による検討の結果、中期目標となる 10 年後の平成 32 年度整備人口は、公共下水道が 6,057 人増の 65,548 人、浄化槽等が 6,412 人増の 21,100 人となり、生活排水処理人口普及率は、9.9%増の 76.2%となる。農業集落排水施設については、既存整備地区である西那須野地区の南赤田地区及び東部地区の維持管理を進めていくが、整備は完了しているため、新たな整備は発生しない。

また、集合処理区域を示す生活排水処理基本構想図を合わせて作成した。

2. 下水道事業経営のあり方

国、地方も大変厳しい財政環境にある中、下水道施設の整備や維持管理には多額の事業費が必要とされる。そのため、今後下水道の機能を維持し、健全な事業運営を継続するためには、持続可能な下水道事業経営が求められる。

そこで、本審議会においては、「下水道財政の見通し」と「下水道事業経営のあり方」について審議し、「下水道整備のあり方」における審議結果と合わせ、下水道中期ビジョン（案）としてとりまとめた。

(1) 下水道財政の見通し

現在の本市下水道財政は、本来使用料収入で賄うべき汚水処理費（汚水処理に関する維持管理費と資本費）のうち7割程度しか使用料収入で賄えていない状況にあり、不足分は一般会計からの繰入金（基準外繰入金）で補填している。

一方、前項に掲げた基本理念や基本方針を実現していくためには、汚水管渠の整備や水処理センターの増設、雨水整備、既設の管渠や水処理センターの更新等に、今後10年間で多額の建設投資が必要となることが予測される。

そのため、今後の下水道財政においては、リスクとのバランスを考慮しながら支出の抑制（コスト縮減）を合理的に進めるとともに、費用や負担の平準化などの工夫を図りながら基準外繰入金の解消に向け、財源を確保していく必要がある。

(2) 下水道事業経営のあり方

近年の厳しい財政事情を考慮すると、適切な負担区分を超えた過度な一般会計への依存を是正し、自律ある健全性の高い下水道事業経営が求められることから、基準外繰入金を解消するための財源を確保するため、下水道使用料の改定を検討する必要がある。

下水道使用料の改定にあたり、利用者負担の平準化を図ることを目的とした資本費平準化債の活用を検討するとともに、後

世の下水道利用者に過度の負担がかからないよう、収支バランスを考慮した改定とすることが望ましい。

なお、現在は、3地区（黒磯地区、西那須野地区、塩原地区）の使用料体系が異なることから、市域における使用者負担の均衡を図るため、使用料体系の統一を視野に入れつつ、多量使用者等への措置を考慮した改定とすることが望ましい。

3. 下水道中期ビジョンの実現に向けて

下水道中期ビジョンは、より効率的・効果的に事業を実施するため、PDCAサイクルを活用して推進する必要がある。

「目標設定と今後の施策」（Plan）で位置づけた事業を確実に実施し（Do）、評価指標等を設定して事業効果を評価（Check）する必要がある。

また、これらの実施状況は市民に分かりやすく開示し、さらに、市民の意見を聞きながら、必要に応じて施策目標や事業計画の見直し・改善（Action）を行う必要がある。

4. 下水道審議会のまとめ

本審議会は、「下水道整備のあり方」及び「下水道事業経営のあり方」について2年間に渡り慎重な審議を重ね、これらの審議結果を踏まえて策定されたものが「下水道中期ビジョン（案）」である。

今後は、下水道中期ビジョン（案）にて定めた基本理念や基本方針を踏まえ、下水道をはじめとする生活排水処理施設の持つ役割を十分に発揮させるよう努めるとともに、市民の大切な財産である下水道を健全な形で次の世代へ引き継ぐため、下水道中期ビジョン（案）を決定した上で、その着実な実施を要望するものである。

【付属資料】

- 付属資料－1 諮問書
- 付属資料－2 那須塩原市下水道審議会規則
- 付属資料－3 審議会委員名簿
- 付属資料－4 審議経過
- 付属資料－5 審議記録
- 付属資料－6 パブリックコメントの結果
- 付属資料－7 下水道中期ビジョン（案）